

2013年漁業センサス結果の概要（確定値） ～海面漁業調査における漁業経営体調査～ （平成25年11月1日現在）

【調査結果の概要】

1 漁業経営体数

平成25年11月1日現在における本市の海面漁業の漁業経営体数は138経営体で、前回（平成20年調査。以下同じ。）に比べ増減ありませんでした。

2 漁業就業者数

漁業就業者数は262人で、前回に比べ28人(9.7%)減少しました。
年齢階層別にみると、65歳以上の割合が44.7%(前回38.3%)、70歳以上の割合が27.5%(前回18.6%)となっています。

3 漁船隻数

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は256隻で、前回に比べ8隻(3%)減少しました。

			平成15年	平成20年	平成25年	前回比(%)	福岡県 シェア(%)
①	漁業経営体数 (単位：経営体)	大牟田市	157	138	138	-	5.0
		福岡県	3,501	3,173	2,734	△ 13.8	
		全国	132,417	115,196	94,507	△ 18.0	
②	漁業就業者数 (単位：人)	大牟田市	290	290	262	△ 9.7	5.1
		福岡県	6,427	6,174	5,140	△ 16.7	
		全国	238,371	221,908	180,985	△ 18.4	
③	漁船隻数 (単位：隻)	大牟田市	341	264	256	△ 3.0	4.8
		福岡県	6,602	5,780	5,345	△ 7.5	
		全国	213,808	185,465	152,998	△ 17.5	

【調査結果】

1 漁業経営体数の推移

本市の漁業経営体数は、138経営体で、前回に比べ増減はありませんが、ピーク時の昭和38年の14.3%となっています。

福岡県の漁業経営体数は、2,734経営体で、前回に比べ439経営体の減少（△13.8%）となっています。

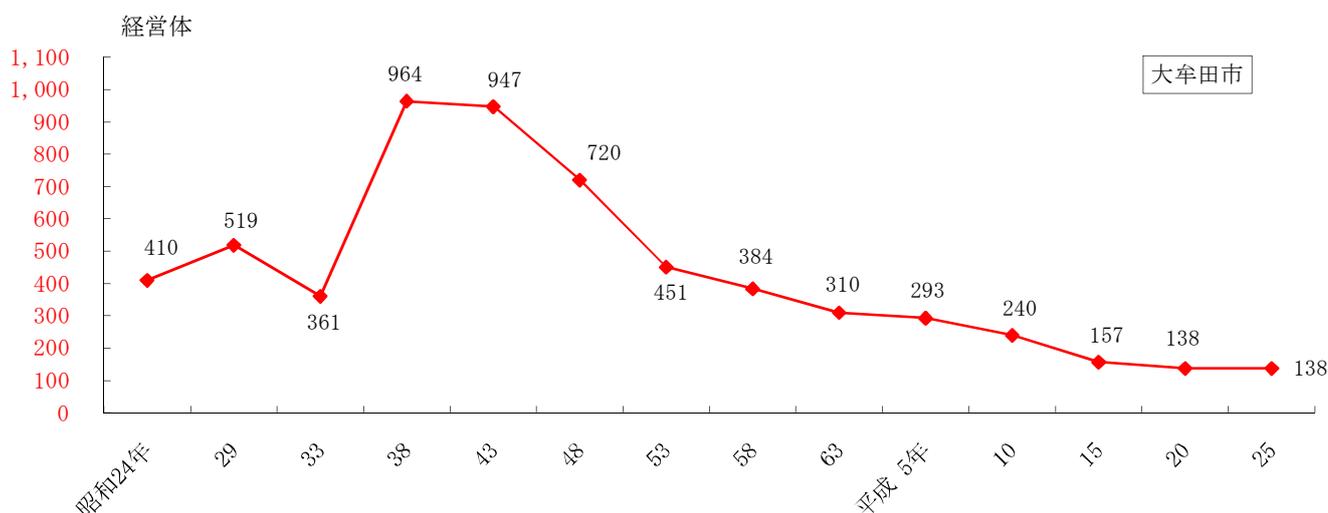
全国の漁業経営体数は、9万4,507経営体で、前回に比べ2万689経営体の減少（△18.0%）となっています。

【表 1 漁業経営体数の推移】

単位：経営体

区分	調査年	大牟田市			福岡県		全国	
		経営体数	前回比 (%)	福岡県 シェア (%)	経営体数	前回比 (%)	経営体数	前回比 (%)
第1次	昭和24年	410	-	8.8	4,683	-	221,526	-
第2次	29	519	26.6	10.3	5,024	7.3	251,747	13.6
臨時	33	361	△ 30.4	6.0	6,001	19.4	229,334	△ 8.9
第3次	38	964	167.0	11.2	8,578	42.9	267,211	16.5
第4次	43	947	△ 1.8	10.7	8,891	3.6	254,118	△ 4.9
第5次	48	720	△ 24.0	9.1	7,888	△ 11.3	232,302	△ 8.6
第6次	53	451	△ 37.4	6.3	7,147	△ 9.4	217,734	△ 6.3
第7次	58	384	△ 14.9	6.2	6,232	△ 12.8	207,439	△ 4.7
第8次	63	310	△ 19.3	5.8	5,373	△ 13.8	190,271	△ 8.3
第9次	平成 5年	293	△ 5.5	6.3	4,683	△ 12.8	171,524	△ 9.9
第10次	10	240	△ 18.1	5.8	4,122	△ 12.0	150,586	△ 12.2
2003年	15	157	△ 34.6	4.5	3,501	△ 15.1	132,417	△ 12.1
2008年	20	138	△ 12.1	4.3	3,173	△ 9.4	115,196	△ 13.0
2013年	25	138	-	5.0	2,734	△ 13.8	94,507	△ 18.0

【図 1 漁業経営体数の推移】



※注：「漁業経営体」とは、調査期日前1年間（今回は平成24年11月1日から平成25年10月31日までの1年間）に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業【＝漁業】を行った世帯【＝個人経営体】または事業所【＝団体経営体】をいう。

ただし、調査期日前1年間に漁業の海上作業を30日以上行わなかった世帯【＝個人経営体】を除いている。

2 経営組織別漁業経営体数

漁業経営体数を経営組織別にみると、個人経営体は138経営体（構成比100.0%）で、前回に比べて増減はありません。

一方、団体経営体は平成15年よりありません。

【表2 経営組織別漁業経営体数】

単位：経営体

区分	実数								
	総数	個人経営体	団体経営体					共同経営	その他
			計	会社	漁業共同組合	漁業生産組合			
平成15年	157	157	-	-	-	-	-	-	
20	138	138	-	-	-	-	-	-	
25	138	138	-	-	-	-	-	-	
前回比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	
構成比(%)	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	

※注：

- ・「個人経営体」……個人で漁業を自営する経営体（世帯）をいう。
- ・「団体経営体」……個人経営体以外の漁業経営体（事業所）をいう。
- ・「共同経営」……二人以上（法人を含む。）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。

3 漁業層別漁業経営体数

漁業経営体数を漁業層別にみると、沿岸漁業層は138経営体（構成比100.0%）、中小漁業層・大規模漁業層は該当なしとなっています。

沿岸漁業層は、前回に比べて増減なしで、これを各階層ごとにみると、「漁船非使用」は2経営の減少し該当なし、「漁船使用」は16経営体の増加（20.5%）、「のり類養殖」は14経営体の減少（△24.1%）となっています。

【表3 漁業層別漁業経営体数】

単位：経営体

区分	総数	沿岸漁業層						中小漁業層	大規模漁業層
		計	漁船非使用	漁船使用			海面養殖	動力漁船	動力漁船
				無動力漁船のみ	船外機付漁船	動力漁船10t未満	のり類養殖	10t以上～1,000t未満	1,000t以上
平成15年	157	157	2	-	75		80	-	-
20	138	138	2	-	16	62	58	-	-
25	138	138	-	-	8	86	44	-	-
前回比(%)	-	-	-	-	△ 50.0	38.7	△ 24.1	-	-
構成比(%)	100.0	100.0	-	-	5.8	62.3	31.9	-	-

※注：「漁業層」とは、漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船の総トン数」により決定した経営体階層をいう。

4 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数

漁業経営体の過去1年間の漁獲物・収獲物の販売金額を階層別にみると、「100万円未満」の階層が83経営体（構成比60.1%）で最も多く、以下、「1,000万円から1,500万円」の階層が18経営体（構成比13.0%）、「1,500万円から2,000万円未満」の階層が10経営体（構成比7.2%）、「500万円から800万円未満」の階層が9経営体（構成比6.5%）、「100万円から300万円未満」の階層が5経営体（構成比2.9%）の順となっています。

【表4 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数】

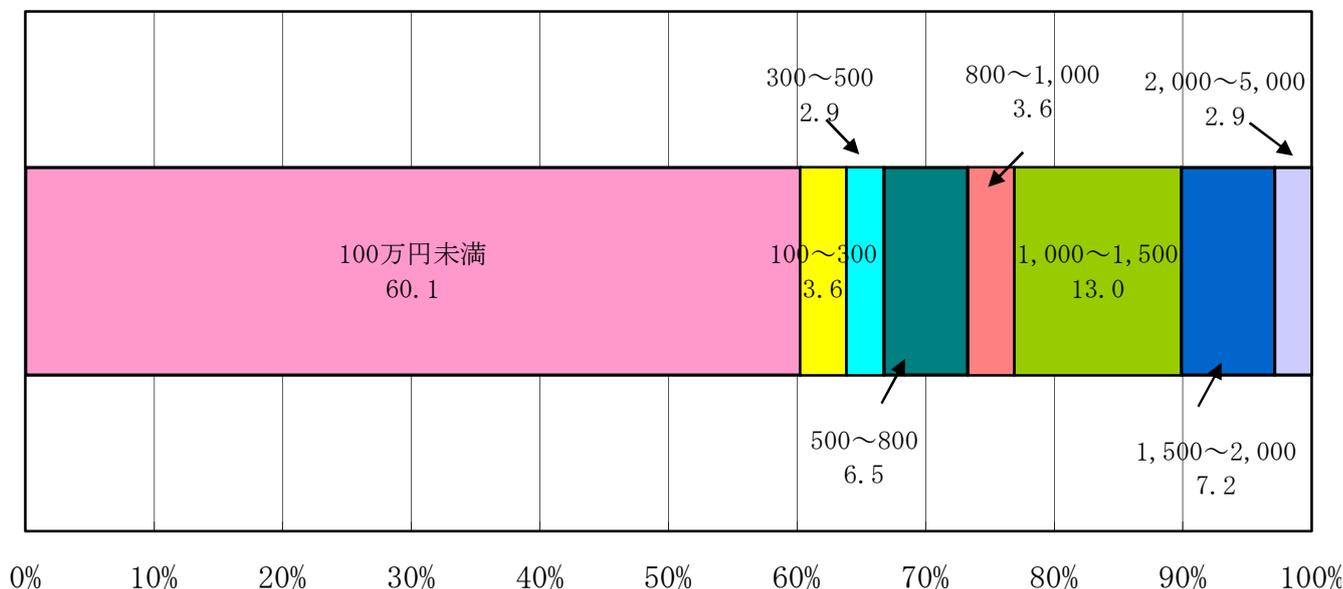
単位：経営体

区分	総数	販売金額									
		なし	100万円未満	100～300万円	300～500万円	500～800万円	800～1,000万円	1,000～1,500万円	1,500～2,000万円	2,000～5,000万円	5,000万円以上
平成15年	157	57	35	41	24	-	-				
20	138	-	59	18	6	8	14	16	10	7	-
25	138	-	83	5	4	9	5	18	10	4	-
構成比(%)	100.0	-	60.1	3.6	2.9	6.5	3.6	13.0	7.2	2.9	-

補足) 前回の調査から、販売金額については、実額ではなく、階層別に把握する方法に変更されています。

【図2 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体構成比】

平成25年



5 営んだ漁業種類別漁業経営体数

漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をみると、「その他の釣」が85経営体（構成比39.0%）で最も多く、以下、「のり類養殖」の44経営体（構成比20.2%）、「その他の刺網」の32経営体（構成比14.7%）、「採貝・採藻」の27経営体（構成比12.4%）の順になっています。

【表5 営んだ漁業種類別漁業経営体数《延べ数》】

単位：経営体

区分	総数 (延べ数)	その他の 刺網	その他の 網漁業	その他の はえ縄	沿岸 いか釣	その他の 釣	潜水器 漁業	採貝・ 採藻	その他の 漁業	のり類 養殖
平成15年	204	14	-	-	-	67	-	34	9	80
20	236	33	1	3	1	41	6	72	21	58
25	218	32	5	1	-	85	-	27	24	44
前回比(%)	△ 7.6	△ 3.0	400.0	△ 66.7	-	107.3	-	△ 62.5	14.3	△ 24.1
構成比(%)	100.0	14.7	2.3	0.5	-	39.0	-	12.4	11.0	20.2

6 専業・兼業別個人経営体数

漁業経営体の100.0%を占める個人経営体を専業・兼業別にみると、総数138経営体のうち、専業は45経営体（構成比32.6%）で、前回に比べ24経営体の減少（△34.8%）となっています。

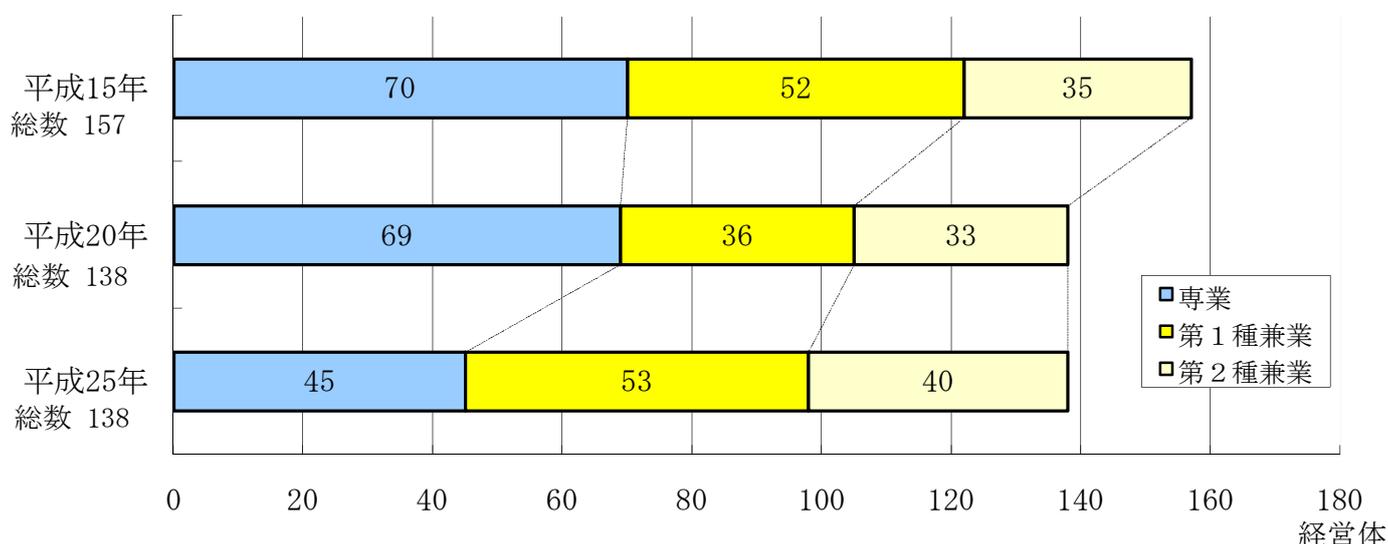
一方、第1種兼業は53経営体（構成比38.4%）で、前回に比べ17経営体の増加（47.2%）、第2種兼業は40経営体（構成比29.0%）で、前回に比べ7経営体の増加（21.2%）となり、前回に比べ専業の個人経営体の割合が大幅に減少しています。

【表6 専業・兼業別個人経営体数】

単位：経営体

区分	総数	実数			
		専業	兼業		
			計	第1種兼業	第2種兼業
平成15年	157	70	87	52	35
20	138	69	69	36	33
25	138	45	93	53	40
前回比(%)	-	△ 34.8	34.8	47.2	21.2
構成比(%)	100.0	32.6	67.4	38.4	29.0

【図3 専業・兼業別個人経営体数】



7 男女別・年齢別漁業就業者数

漁業就業者数は262人で、前回に比べ28人(9.7%)減少しました。

男女別にみると、男性が194人(構成比74.0%)、女性が68人(構成比26.0%)で、前回と比べると、男性は増減なし、女性は28人の減少(△29.2%)となっています。

年齢階層別にみると、「70～74歳」が51人(構成比19.5%)で最も多く、次いで「60～64歳」の47人(構成比17.9%)、「65～69歳」の45人(構成比17.2%)の順となっています。

また、65歳以上の就業者についてみると、全体に占める割合は44.7%(前回38.3%)、特に70歳以上の割合は27.5%(前回18.6%)となっており、就業者の高齢化が進んでいます。

今回、15歳から44歳までの就業者数についてみると、46人で前回に比べ5人の減少(9.8%)となっています。

【表7 男女別・年齢別漁業就業者数】

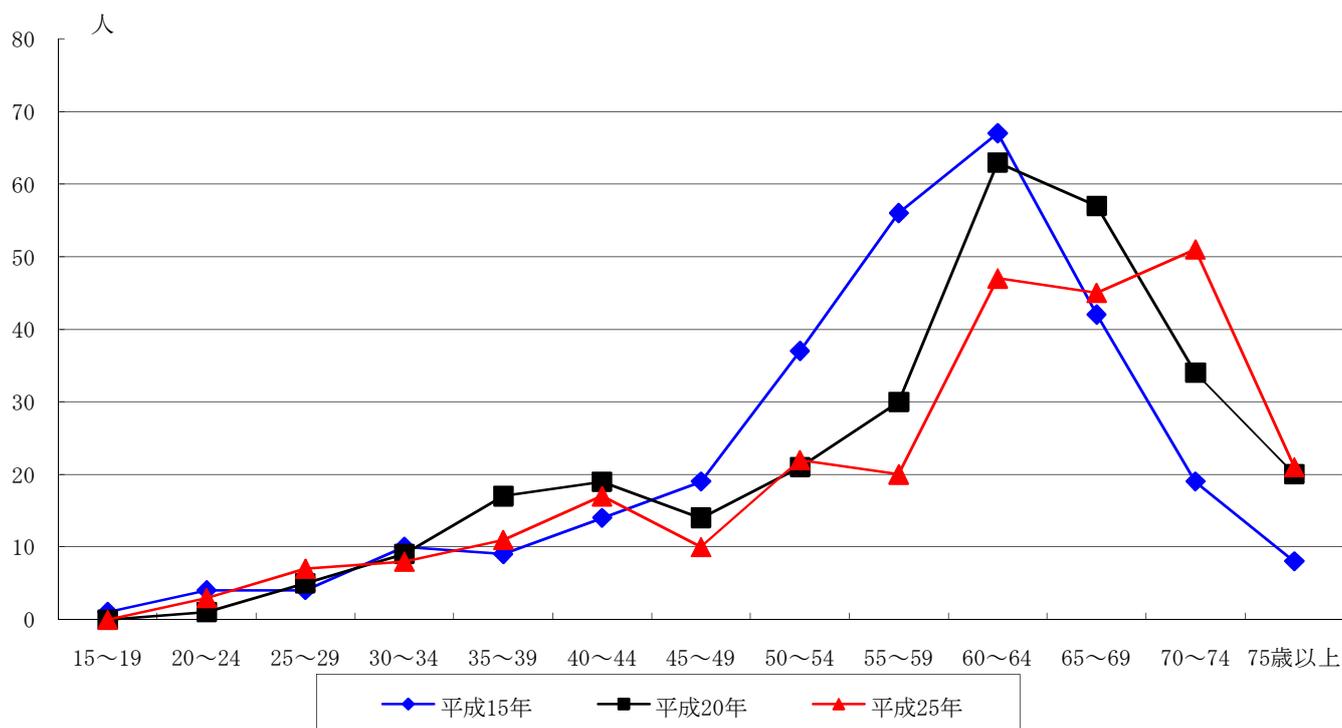
単位：人

区分	男女合計	男女												
		15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75歳
		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	74歳	以上
平成15年	290	1	4	4	10	9	14	19	37	56	67	42	19	8
20	290	-	1	5	9	17	19	14	21	30	63	57	34	20
25	262	-	3	7	8	11	17	10	22	20	47	45	51	21
前回比(%)	△ 9.7	-	200.0	40.0	△ 11.1	△ 35.3	△ 10.5	△ 28.6	4.8	△ 33.3	△ 25.4	△ 21.1	50.0	5.0
構成比(%)	100.0	-	1.1	2.7	3.1	4.2	6.5	3.8	8.4	7.6	17.9	17.2	19.5	8.0

区分	男小計	男												
		15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75歳
		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	74歳	以上
平成15年	192	1	2	3	6	7	12	11	17	37	43	29	16	8
20	194	-	1	3	7	12	15	12	12	14	37	41	24	16
25	194	-	3	6	5	8	13	8	19	12	32	33	39	16
前回比(%)	-	-	200.0	100.0	△ 28.6	△ 33.3	△ 13.3	△ 33.3	58.3	△ 14.3	△ 13.5	△ 19.5	62.5	-
構成比(%)	74.2	-	1.1	2.3	1.9	3.1	5.0	3.1	7.3	4.6	12.2	12.6	14.9	6.1

区分	女小計	女												
		15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75歳
		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	74歳	以上
平成15年	98	-	2	1	4	2	2	8	20	19	24	13	3	-
20	96	-	-	2	2	5	4	2	9	16	26	16	10	4
25	68	-	-	1	3	3	4	2	3	8	15	12	12	5
前回比(%)	△ 29.2	-	-	△ 50.0	50.0	△ 40.0	-	-	△ 66.7	△ 50.0	△ 42.3	△ 25.0	20.0	25.0
構成比(%)	25.9	-	-	0.4	1.1	1.1	1.5	0.8	1.1	3.1	5.7	4.6	4.6	1.9

【図4 男女別・年齢別漁業就業者数】



※注：「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に30日以上従事した人をいう。

なお、漁業就業者のうち雇われて漁業に従事している人について、前々回は「業従事者世帯調査」を実施して漁業を自営していない世帯からも把握していたが、前回から前述の調査を廃止し、雇い主である漁業経営体側から非沿海市区町村に居住している者を含めて把握することとなった。

8 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数

漁業経営体が、過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日（平成25年11月1日）現在保有している漁船の総隻数は256隻で、前回に比べ8隻の減少（△3.0%）となっています。

漁船隻数を種類別にみると、動力漁船が135隻（構成比52.7%）、船外機付漁船が107隻（構成比41.8%）、無動力漁船が14隻（構成比5.5%）となっています。前回と比べると、動力漁船が19隻の増加（16.4%）、船外機付漁船は増減なし、無動力漁船が27隻の減少（△65.9%）となっています。

【表8 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数】

単位：隻

区分	総数	無動力漁船	船外機付漁船	動力漁船					
				計	1t未満	1~3t	3~5t	5~10t	10t以上
平成15年	341	68	133	140	7	15	118	-	-
20	264	41	107	116	9	15	91	1	-
25	256	14	107	135	23	26	84	2	-
前回比(%)	△ 3.0	△ 65.9	-	16.4	155.6	73.3	△ 7.7	100.0	-
構成比(%)	100.0	5.5	41.8	52.7	9.0	10.2	32.8	0.8	-

【参考】用語等の解説

海面漁業経営体調査

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体（世帯）をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体（事業所）をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合 共同経営	水産業共同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。

動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <p>a 漁船を使用しての養殖施設までの往復</p> <p>b いかだや網等の養殖施設の張り立て並びに取り外し</p> <p>c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業</p> <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <p>a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業</p> <p>b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除</p> <p>c 池及び水槽の見回り</p> <p>d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</p> <p>e 収獲物の取り上げ作業</p>
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

《利用上の注意》

1 数値について

- ① 今回発表した数値は確定値です。
この結果表は、本市独自に編集したものです。
- ② 文中の各表の増減率は原数値により算出して表示しているため、表上の数値単位によっては、表の数値から算出したものとわずかな差がある場合があります。

2 記号について

表中に用いた記号の用法については以下のとおりです。

「－」：調査は行ったが事実がないもの、または単位に満たないもの

「△」：負数又は減少したもの

「X」：個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため統計数値を公表しないもの

調査の概要

1 調査の沿革

漁業センサスは、1949年(昭和24年)以来、1958年(昭和33年)の臨時調査を除き、5年ごとに全国一斉に実施しており、今回で13回目の実施となります。

日本の水産業の実態を明らかにする「水産業の国勢調査」ともいべき最も基本的かつ大規模な調査で、農林水産省が所管しています。

2 調査の目的

この調査は、漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産統計基礎資料を整備・提供することを目的としています。

3 調査の体系等【都道府県系統で実施の調査】

(1) 調査の種類

海面漁業調査における「漁業経営体調査」

(2) 調査の対象

海面漁業経営体 [過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯(個人経営体)又は事業所(団体経営体:会社・漁業協同組合・共同経営等)をいう。ただし、過去1年間に漁業の海上作業を30日以上行わなかった世帯(個人経営体)は除く。]

(3) 調査の区域

海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村[県内19市町(次頁参照)]

《大海区》

《小海区》

東シナ海区 → 筑前海区(門司区の一部から糸島市に至る海岸及び法指定の地域)
→ 有明海区(有明海沿岸及び法指定の地域)

瀬戸内海区 → 豊前海区(門司区の一部から吉富町に至る海岸)

(4) 調査の系統

農林水産省 — 都道府県 — 市区町村 — 統計調査員 — 調査客体(調査対象)

(5) 調査の方法

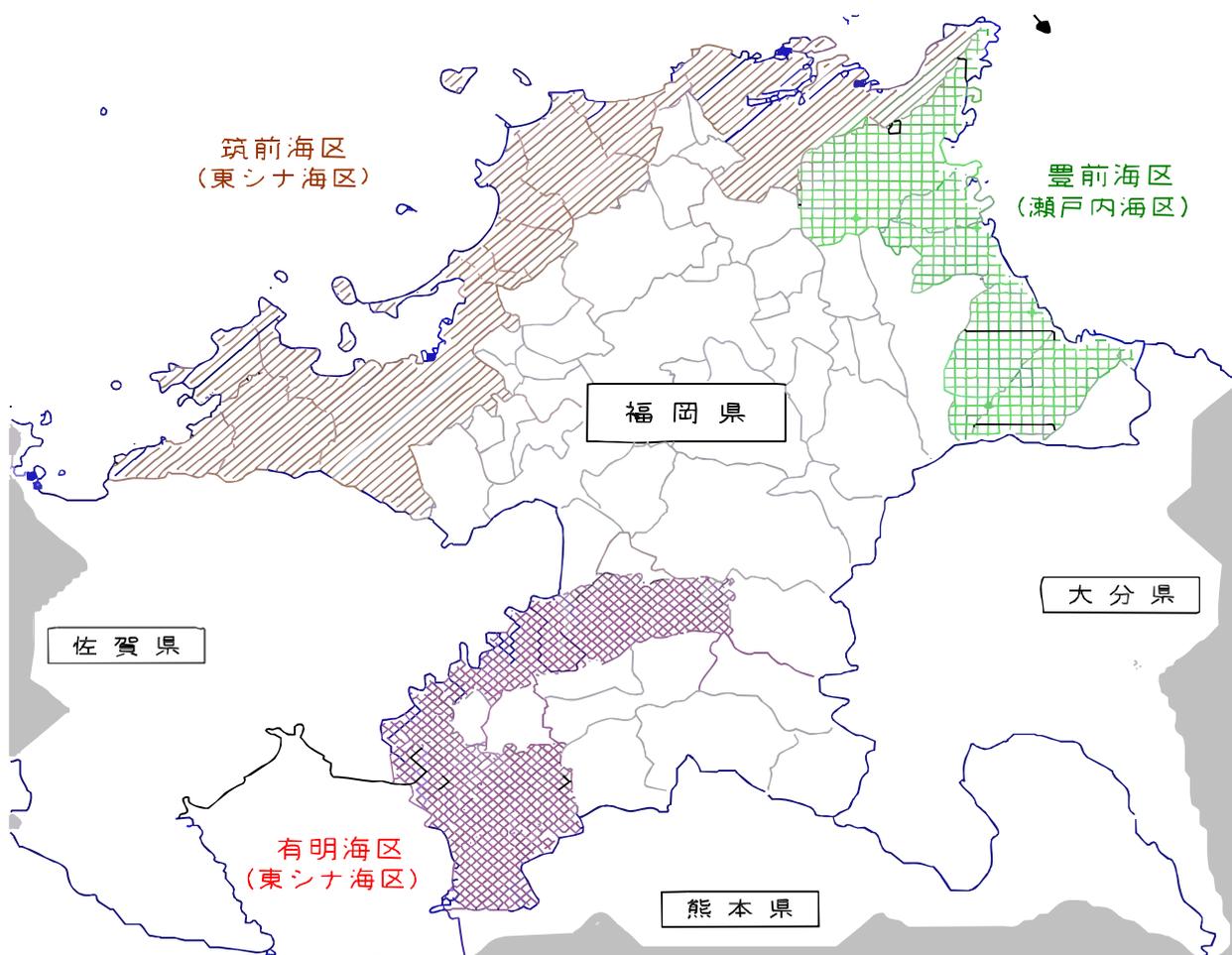
調査客体が調査票に直接記入(申し出により面接調査も可能)

4 調査の期日

2013年(平成25年)11月1日現在で実施

※この確定値は、県系統で実施の海面漁業調査における漁業経営体調査の結果のみ記載しています。漁業センサスにおける調査の種類や系統等は、12頁を参照願います。

【福岡県の海区別調査区域】



注：地図については「白地図KenMap」を用いて作成
(国土地理院承認平14総復第149)

福岡県の海区別調査区域[県内19市町(13市6町)]

「海面に沿う市町村」及び「漁業法第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区(下線)」

- ・筑前海区: 北九州(門司区の一部・小倉北区・戸畑区・八幡東区・八幡西区・若松区)・芦屋町
岡垣町・宗像市・福津市・古賀市・新宮町・福岡市(東区・博多区・中央区・南区・城南区・早良区・西区)・糸島市
- ・有明海区: 久留米市・大川市・柳川市・みやま市・大牟田市
- ・豊前海区: 北九州市(門司区の一部・小倉南区)・苅田町・行橋市・築上町・豊前市・吉富町

【参考】

●2013年漁業センサスの調査体系等について

2013年漁業センサスは、「海面漁業調査」、「内水面漁業調査」及び「流通加工調査」からなり、この報告書は、都道府県系統で実施した「海面漁業調査」における「漁業経営体調査」の結果を取りまとめたものです。

なお、漁業センサスのうち、都道府県系統で実施した調査以外については、農林水産省地方統計組織が実施しました。

○ 調査体系の概要

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計申告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省 統計・情報センター 調査員	
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	統計・情報センター 調査員	自計申告調査または オンライン調査
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合		
流通加工 調査	魚市場調査	水産物の市場	調査員	自計申告調査または オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに水産加工業の事業所		



この確定値に関するお問い合わせ先
大牟田市企画総務部総務課統計調査担当
TEL 0944-41-2551